

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
10月24日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....一
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....二
 - 保安林指定施業要件の変更(下関市)(森林整備課).....二
 - 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(物品管理課).....三
 - 雑報
 - 公文書の開示の状況の公表.....三
 - 個人情報開示の訂正及び利用停止の状況の公表.....四



山口県告示第三百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護支援事業者 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
名	名	

社会福祉法人友愛会
 山口市阿東地福 下二八八の一
 阿東園居宅介護支援事業所
 山口市阿東地福 下二八八の一
 平成二九、九、三〇

山口県告示第三百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 慈光会	光市大字立野 七二七	長養園外部 サービス利用 型特定施設入居者生活介護 事業所	光市大字立野 七二七	平成二九、六、一

山口県告示第三百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

地域密着型介護老人福祉施設 名称	所在地	指定年月日
済生会山口地域ケアセンター 1特別養護老人ホームに ほ苑	山口市仁保中郷九八八の一	平成二九、八、一

山口県告示第三百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 介護予防事業所 事業の種類 指定年月日

氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地

社会福祉法人 慈光会 七二七

長養園外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所

光市大字立野 介護予防特定施設入居者生活介護

平成二九、六、一

山口県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 下関長門線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下関市大字小野字敷田三〇四の一地 先から 同市 同大字 同字三〇五の一一地 先まで	最狭 一一〇・六	最狭 一四・三	六七・四	六七・四	

山口県告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十九年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件（昭和五十一年農林省告示第千二百十七号（八に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（昭和五十九年農林水産省告示第千九百七十九号（一に係るものに限る。））及び保安林の指定に関する告示（昭和六十年山口県告示第七十一号）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市大字田倉字差葉一二八の一、一二八の二、字田倉山二五一の七八、二五一の八二から二五一の八五まで、二五一の八七から二五一の八九まで、大字小月町字堂迫三四六、字大行三四六の二、三四六の四、字梅ノ木六三九の二、大字福江字河内四三六の一、字竜王八七二の二六六から八七二の二六九まで、大字楠乃字靈鷲五五一の三、大字蒲生野字深坂六二八の一四、大字松屋字道祖峠六五八、大字内日上字入野河内一〇八四の五から一〇八四の七まで、一〇八四の九から一〇八四の二一まで、一〇八四の三七から一〇八四の八〇まで、一〇八四の八二から一〇八四の九七まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市大字田倉字田倉山二五一の八七・大字楠乃字靈鷲五五一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第三百六十四号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「消防防災ヘリコプター」を「消防防災ヘリコプター 統合原子力防災ネットワーク用通信機器」に改める。



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十三条の規定により、平成二十八年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

平成二十九年十月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
6,803 (24)	4,871 (15)	1,429 (8)	94	77	332 (1)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
総 務 部	162 (1)	9 (1)	146	0	1	6
総合企画部	9	8	1	0	0	0
産業戦略部	0	0	0	0	0	0
環境生活部	139	97	36	0	0	6
健康福祉部	154 (2)	92 (1)	36	0	8	18 (1)
商工労働部	59	55	1	0	1	2
観光スポーツ文化部	21	0	16	2	3	0
農林水産部	897 (4)	858 (4)	13	0	4	22
土木建設部	4,350 (8)	3,332 (7)	729 (1)	0	58	231
会計管理局	20	4	4	0	0	12
計	5,811 (15)	4,455 (13)	982 (1)	2	75	297 (1)
議 会	21	14	7	0	0	0
教育委員会	46	27	13	2	0	4
選挙管理委員会	114 (1)	8 (1)	89	0	0	17
人事委員会	10	0	0	10	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	556 (7)	141	328 (7)	80	1	6
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	243 (1)	224 (1)	10	0	1	8
地方独立行政法人	2	2	0	0	0	0

合 計	6,803 (24)	4,871 (15)	1,429 (8)	94	77	332 (1)
-----	---------------	---------------	--------------	----	----	------------

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
 (3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合 計
法令等情報 (第1号)	212	0	212
個人情報 (第2号)	592 (8)	83	675 (8)
法人等情報 (第3号)	1,022 (1)	11	1,033 (1)
犯罪捜査等情報 (第4号)	138	75	213
意思形成過程情報 (第5号)	35	0	35
行政運営情報 (第6号)	156	11	167
協力・信頼関係情報 (第7号)	16	62	78
合 議 制 機 関 等 情 報 (第8号)	0	0	0
合 計	2,171 (9)	242	2,413 (9)

備考

- 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。
- 「部分開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
- 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答				取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	
8 (7)	0	0 (2)	0 (2)	0	8 (3)

備考 () 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定によ

り、平成二十八年年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表した。

平成二十九年十月二十四日

山口県知事 村岡 隆 政

- 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況
 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。
- 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況			
	開 示	部分開示	非開示	未処理
開示の請求 192 (17)	141 (12)	324 (4)	1	5 (1)
開示の申出 18,128	18,128	0	0	0
合 計 18,620 (17)	18,269 (12)	324 (4)	1	5 (1)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

- 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況			
		開 示	部分開示	非開示	未処理
総 務 部	1	1	0	0	0
総合企画部	0	0	0	0	0
産業戦略部	0	0	0	0	0
環境生活部	13	13	0	0	0
健康福祉部	68	49	16	1	2
商工労働部	6	6	0	0	0
観光スポーツ文化部	0	0	0	0	0
農林水産部	0	0	0	0	0
土木建築部	1	1	0	0	0
会計管理局	0	0	0	0	0
計	89	70	16	1	2

議 会	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	66 (12)	19 (12)	42	0	3	2
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	175	175	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	17,730	17,730	0	0	0	0
警 察 本 部 長	272 (5)	3	257 (4)	0	2	10 (1)
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0
日 本 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
瀬 戸 内 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人	288	272	9	0	0	7
合 計	18,630 (77)	18,269 (12)	324 (4)	1	5	21 (1)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳

(単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘密情報 (第1号)	0	0	0
未成年者情報 (第2号)	11	0	11
第三者情報 (第3号)	324	0	324
法人等情報 (第4号)	144	0	144
犯罪捜査等情報 (第5号)	244	0	244
意思形成過程情報 (第6号)	5	0	5
評価・選考等情報 (第7号)	12	0	12
行政運営等情報 (第8号)	245	0	245
協力・信頼関係情報 (第9号)	42	0	42
合議制機関等情報 (第10号)	0	1	1

合 計	1,027	1	1,028
-----	-------	---	-------

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。

2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理 状 況		
	訂 正	非 訂 正	未 処 理
3	0	1	1

3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況		
	利 用 停 止	非 利 用 停 止	未 処 理
0	0	0	0

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立ての件数	不服申立てに対する決定又は裁決				取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	
4 (1)	0	0	0 (1)	0	0

備考 () 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

平成二十九年十月二十四日印刷

発行人所

山口県知事